

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県漁業協同組合合併助成条例施行規則
- ◇告示 二等陸上等の採用試験の日時及び場所  
新たにちなおうとする土地改良事業の認可  
地籍調査の成果の認証  
地籍調査計画に基づく昭和三十八年度の事業  
計画  
土地改良区の成立  
土地の公用廃止
- ◇選管告示 鳥取県選挙管理委員会の招集

## 規則

鳥取県漁業協同組合合併助成条例施行規則をここに公布する。

昭和三十八年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第六十号

鳥取県漁業協同組合合併助成条例施行規則

（趣旨）

第一条 鳥取県漁業協同組合合併助成条例（昭和三十八年三月鳥取県条例第十二号。以下「条例」という。）第二条に規定する補助金の交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「交付規則」という。）に定めるものほか、この規則に定めるところによる。

（補助金の額）

第二条 条例第二条に規定する補助金の額は、次の各号に定める額の範囲内とする。

- 一 条例第二条第一号に規定する経費に係る補助金にあつては、合併前の組合の数を二万円に乘じて得た額と五万円との合計額

二 条例第二条第二号に規定する経費に係る補助金に

あつては、合併組合が合併の日から起算して三年以内に、かつ、当該三年の各年度内に減免した場合におけるその減免した利息に係る元本債権の残高（合併の日から起算して三年間に、合併の日から起算して一年ごとに元本が均等に償還されるものとして計算された額を限度とする。）に相当する額に年二分五厘の率を乗じて得た額又は市町村が合併組合に補助する額の二分の一に相当する額のいずれか低い額

三 条例第二条第三号に規定する経費に係る補助金にあつては、合併組合が合併の日から起算して三年以内に資金を借入れた場合において、借り入れた日から起算して三年以内に、かつ、当該三年の各年度内に支払った利息に係る元本債権の残高（借入れの日から起算して三年間に、借入れの日から起算して一年ごとに元本が均等に償還されるものとして計算された額を限度とする。）に相当する額に年一分の率を乗じて得た額又は市町村が合併組合に補助する額の二分の一に相当する額のいずれか低い額

四 条例第二条第四号に規定する経費に係る補助金にあつては、合併組合が合併の日から起算して三年以内に施設の統合整備を行なう場合における施設の改良、造成又は取得に要する経費の三分の一に相当する額又は合併前の組合の数を十万円に乘じて得た額のいずれか低い額

（申請書の添附書類）

第三条 条例第二条に規定する補助金に係る交付規則第五条第一号及び第二号の事業計画書及び収支予算書は、それぞれ様式第一号及び様式第二号のとおりとする。

（実績報告書）

第四条 条例第二条に規定する補助金に係る交付規則第十八条の実績報告書は、様式第一号のとおりとし、当該補助金の交付の決定のあつた日の属する会計年度の翌年度の五月三十一日までに提出しなければならない。

（請求書の添附書類）

第五条 条例第二条に規定する補助金に係る交付規則第二十一条第三号の受入額調書は、様式第三号のとおり

つづる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- (1) 合併補助金（鳥取県漁業協同組合合併助成条例第2条第1号に掲げる経費に係る補助金）に関する事項
- ア 合併組合の名称等

合併組合の名称	関係組合の名称	認可年月日	登記年月日
イ 合併に関する調査費等			

項 目	所要経費	負担区分			備考
		負 担	区 分	備 考	
		県補助金	市町村負担額	組合負担額	

(第3種郵便物)

(2) 特別調整利子補助金 (鳥取県漁業協同組合併助成条例第2条第2号に掲げる経費に係る補助金) に関する事項  
 7 持分調整の額

項目	目	〇	〇	組	合	×	×	組	合	合計
(1)	払込済出資金									
(2)	精算加算額									
(3)	精算控除額									
(4)	差引正味財産									
(5)	出資金損額(1)-(4)									
(6)	貸付金による増資額									

備考 持分調整の方法が固定比率又は組合員の平均出資額の不均衡を是正する等上記の出資一口当たり持分を調整する方法以外の場合、上記様式に準じて、貸付金による増資額が確認できるよう記載すること。

1 利子補助計画

A

合併日	合併日の利子補助対象元本債権額	貸付期間 自 年 月 日
合 併 日	合併日の利子補助対象元本債権額	貸付期間 自 年 月 日

(第3種郵便物)

備考 貸付期間は、貸付けの日から元本を返済するまでの全期間をいう。

B

貸付期間 自 年 月 日	利子補助対象元本債権額	貸付日数	積数	約定利息額		組合の利息減免		町村の補助 補助金額(C) 補助率(A)
				利率	金額	減免額(B)	減免率(B/A)	
			(a)					
			(b)					
計	(平均元本債権残高)(A)							

備考 1 貸付期間は、元本債権額の異なる別に行を分けて記載すること。

2 積数 = 利子補助対象元本債権額 × 貸付日数

3 平均元本債権残高 =  $\frac{\text{積数 (a)} + \text{積数 (b)}}{3}$

(3) 固定化債権流動化利子補助金 (鳥取県漁業協同組合併助成条例第2条第3号に掲げる経費に係る補助金) に関する事項

1 合併年月日

1 利子補助計画

A

00947

借入日	借入日の利子補助対象元本債権額	借入期間 自 年 月 日 至 年 月 日
-----	-----------------	----------------------------

備考 借入期間は、借入れの日から元本を完済するまでの全期間をいう。  
B

借入期間 自 年 月 日 至 年 月 日	利子補助対象 元本債権額	借入日数	積数	約定利息額		市町村の補助 補助金額(B) 補助率(A/B)
				利率	金額	
			(a)	/	/	/
			(b)	/	/	/
計	(平均元本債権残高) (A)					

備考 1 借入期間は、元本債権額の異なる別に行を分けて記載すること。

2 積数 = 利子補助対象元本債権額 × 貸付日数

3 平均元本債権残高 =  $\frac{\text{積数 (a)} + \text{積数 (b)}}{2}$

(4) 施設補助金(鳥取県漁業協同組合併助成条例第2条第4号に掲げる経費に係る補助金)に関する事項

合併組合の名称	施設名	改良、造成、取得の別	金額	額	着工年月日	完成年月日

00948

様式第2号  
収入の部

備考 金額は施設の改良、造成又は取得に要した総金額を記入すること。

収入の部  
収 支 予 算 書

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
市町村庁費補助金				
計				

支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
合併補助金				
持分調整利子補助金				
固定化債権流動化利子補助金				
施設補助金				
計				

様式第3号

補助金の受入額調書

区分	金額	備考
事業費		
補助金交付決定額		
前回までの受入額		
今回受入額		
残		

告示

鳥取県告示第六百五十七号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百七十七条第一項及び第百八十条の規定に基づき、昭和三十八年度第四次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の日時及び場所を定めたので、同令第百七十七条第一項の規定により告示する。

昭和三十八年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日時及び場所

昭和三十八年十二月二十二日午前九時から午後三時まで  
米子市両三柳 陸上自衛隊米子駐とん部隊  
昭和三十九年一月二十四日午前九時から午後三時まで  
米子市両三柳 陸上自衛隊米子駐とん部隊  
昭和三十九年二月十二日午前九時から午後三時まで

倉吉市中之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉分駐所  
昭和三十九年二月二十日午前九時から午後三時まで  
鳥取市鍛冶町 自衛隊鳥取地方連絡部  
昭和三十九年二月二十八日午前九時から午後三時まで  
米子市両三柳 陸上自衛隊米子駐とん部隊

鳥取県告示第六百五十八号

洲河崎土地改良区から申請のあった新たに行なうとする土地改良(かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十八年十二月二十日認可した。

昭和三十八年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百五十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定により定めた昭和三十四年度の事業計画に基づき気高町が実施した地籍調査の成果を、同法第十

九条第二項の規定に基づき認証したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十八年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百六十号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定により、地籍調査計画に基づく昭和三十八年度における事業計画を次のとおり定めたので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和三十八年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

調査を行なう者の名称	調査地域	調査期間	摘要
気高町	瑞穂	昭和三八、三九、三三、三三まで	換算面積 〇、八二平方軒
羽合町	浅津	"	" 〇、七一"
名和町	東坪	"	" 一、二〇"
米子市	住吉	"	" 一、七〇"

鳥取県告示第六百六十一号

東伯郡東伯町大字法万橋田吉蔵ほか十四人の者から申請のあつた法万土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により昭和三十八年十二月二十日成立した。

昭和三十八年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二郎

鳥取県告示第六百六十二号

次の土地は、昭和三十八年十二月十六日から公用を廃止した。

昭和三十八年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二郎

場 所 地 目 面 積

鳥取市立川五丁目	六六番地三	地先	三二坪
六六番地七	六六番地八	水路敷	六合二勺
六六番地九	六六番地一〇		
六六番地一一			

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

昭和三十八年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十八年十二月二十日

鳥取県選挙管理委員長 福光 正義

一日時 昭和三十八年十二月二十三日 午後四時

二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県庁内

三 議題 鳥取県選挙管理委員会委員室

1 衆議院議員の総選挙に関する臨時特例法等についての意見について

2 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果について

3 衆議院議員総選挙に関する表彰について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県庁  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 印刷所  
定価 一月別二五〇円（送料共）